

平成 21 年 4 月 28 日

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電子記録債権担当 御中

全国銀行協会

電子記録債権に関する公正取引委員会規則の改正等に対する意見について

平成 21 年 4 月 1 日付で、貴委員会より意見募集の提示のありました標記について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、提出申しあげます。

最終的な規則改正等に当りましては、本意見書の内容につき、格別のご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

今回、貴委員会より提示された標記の電子記録債権に関する規則の改正案、事務総長通達原案、および取引部長通知原案（以下、「改正案」という。）については、当協会として、以下の観点から、賛成するものである。

電子記録債権については、ご高承のとおり、過去数年にわたる制度検討の中で、様々な利用スキームが提案されてきたところであり、昨年 12 月に施行された電子記録債権法も、多様なビジネスニーズに対応するものとして制度設計がなされている。他方で、電子記録債権制度の最大の目的は、中小企業の資金調達の円滑化、多様化に資するものということであり、そのような制度目的を実現するものとして、従前、電子記録債権を現行の手形に代替する利用方法が示されていた。

当協会でも、これまで電子記録債権について長らく検討を行ってきたが、平成 20 年度には、銀行界が中心となって、電子債権記録機関を設立し、社会インフラとして提供することで、多くの中小企業の利用に資するシステムの構築を目指すべく検討を行い、本年 3 月に「電子債権記録機関要綱」（以下、「要綱」という。）を取りまとめ、公表したところである。この要綱で示した当協会が構築を目指す電子記録債権のスキームは、電子記録債権の手形的利用であり、前述の現行手形の代替手段として電子記録債権を提供しようとするものである。

このような中で、中小企業の電子記録債権の利用に当って、当該電子記録債

権が、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）上の位置付けが明らかでないと、事実上下請事業者への支払手段として電子記録債権は利用できず、現行手形と同様の金融手段として中小企業は利用できないこととなる、との指摘があり、上述の要綱に示した当協会のスキームの実現を左右する重要な課題であった。

今回、貴委員会より提示された内容は、電子記録債権制度を、手形的に利用する場合、すなわち、現行の手形と同様に支払手段として利用する場合には、下請法上、手形と同様の規律を課すことを明確化したものと理解できる。このような理解を前提に、標記改正案に賛成するものである。

以 上